



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国における業界協会の歴史と現状：中国の独禁法の観点から
Author(s)	韓, 巍
Description	特集：東アジア競争法における不公正取引規制の実務と教育について
Citation	新世代法政策学研究, 13, 167-210
Issue Date	2011-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/47590
Type	departmental bulletin paper
File Information	HJNGLP013_012.pdf



中国における業界協会の歴史と現状 —中国の独禁法の観点から—

韓 巍

目次

はじめに

第1章 中国の業界協会の現在までの歴史的展開

第1節 業界協会の概念と体制および組織規制

第1款 中国の業界協会の概念

第2款 業界協会の管理体制

第3款 業界協会の組織規制

第2節 現代までの業界協会の生成と発展

第1款 計画経済の時期の中国の業界協会（1949－1978）

第2款 現代の業界協会の発展（1978－今日まで）

第3節 小括

第2章 業界協会による競争制限行為とその規制

第1節 業界協会による競争制限行為

第1款 業界自主価格の由来

第2款 業界自主価格の規制

第2節 中国の競争法の業界協会に対する規制

第1款 競争法の成立背景

第2款 競争法の成立及び業界協会の規制

① 「不正競争防止法」

② 「価格法」

③ 「価格違法行為行政処罰規定」

④ 「中国独占禁止法」

第3節 小括

おわりに

はじめに

中国の業界協会（日本でいう事業者団体にあたる）は、行政と個々の事業者の間にあって、中国の政治体制と経済体制の改革の過程で重要な役割を果たしてきた。しかし同時に、業界協会による競争制限行為が頻繁に行われ、競争制限的な行為が行われた場合の影響も小さなものではなかった。

2008年に制定された中国の「独占禁止法」¹（以下は独禁法）においては業界協会を規制対象とすることが明記された。中国の独禁法が業界協会を規制対象にしたことは、業界協会の形成と展開の歴史的経緯や、業界協会の現状と無関係ではないと考えられる。しかし、業界協会の競争制限行為に対する中国の競争法規制はそれで十分なものと評価できるか検討すべき課題があると考えている。本稿では、中国の業界協会の発展の特徴を概観して、現在の中国の独禁法が、業界協会の競争制限行為を規制するのに十分であるか検討したい。

第1章 中国の業界協会の現在までの歴史的展開

第1節 中国業界協会の概念と体制および組織規制

第1款 中国の業界協会の概念

中国における中央政府の法律に限ってみれば、業界協会に関する法律の定義はまだ統一されていない。部・委レベルの行政法規では、例えば1997年の国家経貿委²弁公庁の配布する「若干の都市を選択して業界協会の実験を行うことに関する方案」³（関与選択若干都市進行業界協会の実験方案）という文書の中で「業界協会は社会の仲介を行う自律性ある業界管理組織であり」、「政府と企業との懸け橋であり、業界内においてサービス、

自律、調和、監督の作用を発揮し、同時に、政府に協力する」と定義をしている。また、中国工業経済連合会⁴は「業界協会は自らの意思を基礎にして同業界の企業・事業部門の共通の利益を増進し、合法的權益を守るため、法律に基づいて組織される非営利性・自律性を有する社会経済団体である」と捉えている⁵。

他方、地方の法規を見ると、以下の法律はそれぞれ次のように定義を有している。①「上海市業界協会暫定辦法」⁶の第2条の規定では、業界協会は主として本市の同業経済組織或いは関連部門が自らの意志で構成する非営利的経済社团法人与定義される。②「深セン市業界協会暫定辦法」⁷の第2条の規定では、業界協会とは、法律に基づいて同業界の経済組織と個人経営者が自らの意志で構成する自律的で非営利的な経済関連の社团法人与される。

研究者はこのような定義の多様性に基づいてそれぞれの研究を行うため、学界においても業界協会の統一的な定義はなされていない。その研究の成果として、業界協会に対する学術的な定義は次のように説かれている。①業界協会は独立した事業者（経営単位）から組成され、全構成員の合理的・合法的利益を保護し増進するための組織である⁸。②業界協会は非営利性の組織の1種であり、競争関係ある事業者から構成され、業界の全体利益或いは構成員の経済的利益を促進することを目的とする⁹。③業界協会は主に会員が自発的に創立した業界ごとの会員制の組織で、市場における活動を展開する非営利的で互益性の社会組織である。換言すれば、業界協会は自発性、市場内在性、業界区分性、会員性、非営利性、非政府性、

⁴ 前身は1988年に成立した中国工業経済協会である。1988年に中国工業経済連合会と改称した。国家経貿委の直属協会である。

⁵ 賈西津・審植規・胡文安『転型时期的行业协会—角色、功能與管理体制』北京科学文献出版社、2004年、10頁。

⁶ 上海市人民政府（沪府発[2002]2号）、2002年1月10日公布、同年2月1日執行。

⁷ 深セン市人民政府令第143号、2005年6月21日公布、同年7月1日執行。

⁸ 中国国家経貿委産業政策司『中国行業協会改革與探索』中国商業出版社、1999年、274頁。

⁹ 魯籬『行業協会經濟自治權研究』法律出版社、2003年、4頁。

¹ 「中華人民共和國反壟斷法」2007年8月30日第10回全國人民代表大會常務委員會第29回會議において採択、2007年8月30日公布、2008年8月1日執行（主席令68号）。

² 国家経済貿易委員会の略称であり、2003年に国家發展計画委員会とともに現在の国家發展改革委員会になる。

³ 中国国家経貿委事務庁「関與選択若干城市進行行業協会試点的方案」1997年3月19日公布。

互益性を持つ社会組織である¹⁰。④業界協会は同一の市場、或いはほぼ同一の市場で活動する経営者から組織され、経営者の共通の利益を促進する集団性組織である¹¹。

以上の内容からわかるように、業界協会の定義の具体的な用語は多少異なるところがあるにもかかわらず、凡そ次のような特徴を有する組織として整理することができよう。業界協会とは、①同業界の企業を主体として構成されること、つまり同業性、②営利を目的とせず経営活動に従事し利潤を割り当てることが禁じられること、つまり非営利性、③政府機関の付属物ではなく、政府による行政の管理と運営のメカニズムも採用せず、政府やその他の組織と独立した組織であり、その合法的な活動は不法な干渉を受けることがないこと、つまり非政府性、④各自の規則と制度を通じた業界の自主管理を行い、自分でサービスを提供し、監督し、利益の保護を実現する、つまり自律性、⑤業界協会の創立、運営と事業の展開は成員の自由意志によること。つまり自由意志性、⑥会員のために市場における仲介と政府と会員との間の仲介を提供すること、つまり仲介性¹²。など。

更に、以上のような業界協会の特徴と異なり、「業界協会」とは称していないものの、業界協会として認められる例もある¹³、例えば、①「商業会議所」(中国で商会と呼ぶ)は多業界に跨る産業総合性の業界協会である。ただし、商業領域に限る業界協会も「商業会議所」と称する。②「市場媒介組織」は比較的はっきりしない概念で、市場の各主体の間に介在して、主に各種の仲介性サービスを提供する社会組織を指し、その中には非営利性の市場仲介(例えば、業界協会、商業会議所など)を含み、営利性の市場仲介組織(例えば、中国税務諮問学会、中国公証員協会、職業紹介会など

の媒介組織で、それ自身も企業を見なすことができるもの)をも含む。

その上、企業連盟、経済組合、商工業会、連合会などのような業界協会的な性格を持つ団体組織がある¹⁴。

こうして、通説では、政府から許可をもらって成立する業界組織であつて、同業性、非営利性、非政府性、自律性、自由意志性、仲介性を持つものが業界協会である定義される。しかし、独禁法上の規制の観点からは、同業性に限定することは脱法行為を許し、規制に穴を作るおそれがある。独禁法における業界協会の定義は明確にされていないが、業界協会の同業性の条件は不必要だと思われる(この点2章2節2款の④で詳述する)。

第2款 業界協会の管理体制

業界協会は社会団体の範疇に属し、国务院の公布する行政法規「社会团体登記管理条例」¹⁵が業界協会の設立の直接的法的根拠となる。当条例第2条の規定によれば、社会团体は中国の公民が自発的に組織し、会員の総意を実現するため、本規程に基づく活動を展開する非営利組織である。そのため業界協会は明らかに社会団体の概念に含まれるが、社会团体とは、業界協会の外に、各種の学術性団体、専門性団体なども含まれる。また第3条の規定によって、中国の業界協会の設立は審査許可制度により行われ、審査と登記は分離して行う方法が採られている¹⁶。即ち国から業務権限を与えられた主管部門によって審査・許可が行われた後に、国から指定され民政部門が審査・登記を行う。要するに、ここでは「二重の管理体制」が実行されている。業界組織の申請者はまず当該業務の主管部門に関連資料を提出し、審査を受け許可を得た後、申請者はその許可資料及び社会団体の登記に必要とされる関連文書を持って民政部門に登記申請に行く。これも

¹⁰ 賈西津・審植規・胡文安『転型时期的行業協会—角色、功能與管理体制』北京科学文献出版社、2004年、11頁。

¹¹ 余晖『行業協会及其在中国的發展：理論與案例』、北京經濟管理出版社、2002年、18頁。

¹² 尚明・商務部法司編『「中華人民共和国反壟断法」理解與適用』法律出版社、2007年10月、43頁。崔磊「論行業協会的法律定位」、「現代財經」、2007年第5期(第27卷)、72頁。

¹³ 王名・賈西津「行業協會論綱」、「行業趨勢(經濟界)」、2008年、71頁。

¹⁴ 黎軍「行業協會的几个基本問題」、「河北法学」、2006年7月、第24卷第7期、26頁。

¹⁵ 中国国务院令第250号、1998年10月25日公布・施行。

¹⁶ 中国「社会团体登記管理条例」第3条、社団の設立には、その業務主管部門の審査と承認を経て、本条例の規定に照らし登記を行わなければならない。第11条、社団の設立を申請する際、発起人は登記管理機関に以下の書類を提出しなければならない。その条(2)業務主管部門の認可証明証。

伝統の「二元の管理パターン」と称する¹⁷。そして社会団体を変更しあるいは設立を取消すには業務の主管単位の審査を経た後、民政部門で取消手続も為さなければならない。

業務を行う主管部門の監督管理責任は¹⁸、①社団の設立申請、設立登記、変更登記・登記抹消について審査を行う。②社団が憲法、法律、法規、国家政策を遵守し、定款に基づき活動するよう監督・指導する。③社団の年次検査の第一次審査を行う。④登記管理機関とその他関係部門が協力して社団の違法行為を取り締まる。⑤他の関係機関と共同で社団の清算事務を指導すること、などにある。

登記を行う民政部門の監督管理責任は¹⁹、①社団の設立、変更、登記抹消に責任を負う。②社団の年次調査を行う。③社団が本条例に違反しないように監督・調査を行い、本条例に違反する行為に対しては行政処罰を行うこと、などがある。

以上のような伝統の「二元の管理パターン」に対してここ数年、地方による改革が行われるケースがある²⁰。例えば、①上海市の「三元管理パターン」である。上海市は2001年から業界協会の発展に社会団体業務の重点をおき、積極的に業界協会改革を推進している。2002年2月、上海市は全国で真っ先に「業界協会発展署」を設置して、統一的に全市の業界協会の発展計画、配置の調整、政策の制定、協調管理の職能を負う。上海業界協会を管理する体制は形式的には業界協会発展署、業務主管部門、登記管理機関の「三重」の管理体制であるが、実際的には業界協会発展署が業務主管部門と登記管理機関を統合する「一元管理体制」に転換して、「二重管理体制」を変更する契機をつくったのである。

¹⁷ 朱瑞華「試論我国行業協会的規範與發展」、『河南廣播電視大學學報』、2005年10月、第18巻第4期、11頁。

¹⁸ 中国「社会団体登記管理条例」第28条。

¹⁹ 中国「社会団体登記管理条例」第27条。

²⁰ 王名・賈西津「行業協會論綱」、『行業趨勢(經濟界)』2008年、75頁。賈西津、沈植規 胡文安等『轉型時期的行業協會——角色、功能與管理体制』北京、科学文献出版社、2004年7頁。刘莉「行業協會發展的法律瓶頸分析」、『企業家天地・理論前沿』、2005年12期、83頁。崔磊「論行業協会的法律定位」、『現代財經』、2007年第5期(第27巻)、74頁。

②鞍山市では業界協会の連合会が業界協会を管理する体制をとっている。2001年9月に鞍山市は「工業經濟連合会」の設立を計画し、業界協会の管理体制の改革を探求した。2003年3月に鞍山市經濟貿易委員會と鞍山市民政局は共同で公文書²¹を発表し、「工業經濟連合会」に鞍山市の工業經濟の業界協会の業務を管理する権限を授けた。鞍山市が協会を管理する体制は中国の現行の「二重管理体制」を廃止し、一元的管理体制に向かって移行する道の一つを示している。

中国の学者達は、現行の管理体制の「二元管理体制」がすでに旧くなって、業界協会の更なる発展を制約する不利益をもたらしているという共通の認識を持ちつつある。すなわち、業界協会は普通の社会団体組織と異なり、その主要な作用と機能が經濟方面にあるため、他の政治的な社会団体と区別されるべきだと主張されている。政治的要素を考慮に入れるならば、国が、政治的な社会団体に対して厳格な「二重体制管理」を実施することは仕方がないが、業界協会などの經濟的な社会団体は政治的な社会団体の管理方式から分離して、コントロールを大幅に緩和すべきだと思う²²。

第3款 業界協会の組織規制

業界協会は法律に基づいて成立された自営性を備える民間団体である。政府のような機能を持たないが、政府と殆ど同じような社会管理作用を行っている。従って、一種の社会管理機構とすることができる。このような非政府性の管理機構は業界の自律的管理機構であり、その働きは政府の管理機能によっては達成することができないと見られている。だからそれ自身の管理も重要になる²³。

²¹ 鞍経貿発2003-39号文書。

²² 例えば、ある業界(特に新興の交差業界である)にはその業界の主管部門がなければ業界協会を成立させることができない。朱瑞華「試論我国行業協会的規範與發展」、『河南廣播電視大學學報』、2005年10月、第18巻第4期、12頁。謝邦華・李楠「試論我国行業協会的發展與完善」、『成都紡織高等專科學校學報』、2004年10月、第21巻第4期(総第74期)、38頁。何静「中外行業協会的比較研究」、『管理科学文摘』、2003年12期、52頁。

²³ 黄建水・尚紅利「我国行業協会的現狀及立法探析」2004年11月、第21巻第6期、

中国の部・委レベルの行政法規では業界協会の組織体系、職能、運営の方式などに関する具体的な規定が設けられている。例えば、「社会团体登記管理条例」と「社会团体章程規範文書」（社会团体章程示範文本）²⁴には業界協会の規程に対する枠組的規範が定められている。これらの規範は業界協会の特徴や職能は規定されてない大雑把な規定である。そのため、業界協会の活動を展開する法律上の根拠として不足があり、活動の法的な保障も受けられない。しかし、これらの規範は業界協会の発展の根本となり、会員結社の基本的原則、協会の趣旨・基本的な活動準則、協会組織構成などを規定することに加えて、業界協会の発展方向を保証し、業界協会の他の機能にも根拠を提供することができる²⁵。

現在、地方レベルでの法規の章程規則が細分化される動きがあつて、それによって業界協会の規定が改善された。例えば温州市政府の実行する「温州業界協会管理方法」²⁶の第15条は、「業界協会の規程は下記の事項を明記すべきである：①名称、住所、②目的、業務範囲あるいは活動地域、③会員資格と権利義務、④民主的な組織管理制度、執行機関の設置手続き、⑤担当責任者の条件と選任・罷免の手続き⑥資産の管理及び使用原則、⑦定款の改正手続き、⑧終了手続と終了後の資産の処理方法、⑨定款で規定されるべきその他の事項」と明確に規定された。また、本「業界協会管理方法」は会員の条件、組織機構と機能をも定めている。

中国で経済発展が著しい都市において、業界協会に対する規制は次第に明確化・合理化する傾向がある²⁷。

しかし、業界協会の機能は未だに十分に発揮されているとは言えない。例えば、業界協会が市場の運営方法で企業・業界を十分に支援できず、企

業が業界協会に加入する傾向が低くなり、業界協会自身の発展を制約することに繋がっている。また、業界協会は政府から指導を求めることに慣れ、行政主導で業界協会を運営するのが現状である。それ故、政府と協会との協働に関する意識や運営方法を根本的に改めなければ、協会自体の責務を効果的に果たすことができなくなり、機能も十分に発揮することができないことになる。

1999年に経済貿易委員会が公布した「商工業領域の協会の育成と発展を加速するに関する若干の意見」²⁸（関与加快育成と発展工商領域協会的若干意見）の中で協会が持つべきである17項目の責務や権限が唱えられている。すなわち、1. 業界の調査・研究と政策立法の提案、2. 業界の統計、3. 刊行物の発行と情報提供、4. 人材・技術等の育成、5. 博覧会の組織、6. 品質の管理・監督の協力、7. 企業経営改善の援助、8. 委託を受けて科学技術成果の鑑定と普及、9. 国内外の経済交流と提携、10. 業界規約の制定、業界価格争議の協調、11. 会員要求の伝達と会員関係の協調、12. 政府の委託を受けて業界計画の協力、13. 業界標準の制定及び実施と監督の協力、14. 業界許可証の発給と資質審査の協力、15. 市場秩序の形成（反ダンピング等）、16. 業界発展と社会公益事業、17. 政府の委託業務などのことである。これは、業界協会の事業を発展させる方向を示したものだと考えられる。

第2節 現代までの業界協会の生成と発展

第1款 計画経済時期の中国の業界協会（1949—1978）

1949年に中国共産党が政権をとり、中華人民共和国が誕生した後、中国は旧ソ連の政権体制に倣って、計画経済の体制を確立し、1978年に至るまでそれを実施してきた。半植民地半封建社会から脱出したばかりの中国にとって計画経済体制は必然的な選択であった。短期間に限られた国力を発揮して、国民経済の基礎を早急に回復させ、国民の生活を保障することが急務であったからである²⁹。

こうした状況で、中国政府が創立した社会主義制度は高度集中と一元化の政治制度であった。政治制度として、中国は中国共産党の一党執政、政

59頁。

²⁴ これは中華人民共和国民政部が「社会团体登記管理条例」により制定する登記の規範文書である。

²⁵ 張磊・陳小林「我国行業協会的現状及对策建議」、「四川理工学院学報（社会科学版）」、2006年8月、第21卷第4期、67頁。

²⁶ 温州市人民政府令、第30号、1999年4月15日。

²⁷ 毛俊華・林昕「行業協会法制建設と内部治理結構」、「經營管理」、2007年5月、第5卷第3期、29頁。

²⁸ 国経貿産業[1999]1016号。1999年10月22日公布。

²⁹ 黄綺ほか編『反不正当竞争法実例説』湖南人民出版社（1998）、16頁。

治と行政・司法を高度集中して統一するので、社会全体も高度に統一され、中国の社会、経済、文化生活はすべて高度の政治的活動の中で融合されて、経済団体と社会組織は同時に政府の組織となり、各級の行政機関は経済団体であり社会組織でもある形態に基づいて様々な活動を行った³⁰。

この時期には、業界協会は自らの機能を運営する政治、社会、文化と経済の条件を失うことになってしまった。それ故、中国の伝統の体制の下で業界協会が引き続き存在する外在的な条件が失われ、それに伴い、組織自体も次第に衰退した³¹。勿論、政治体制が変わったと言っても、中国の業界協会はすぐに消滅したのではなく、次第に減少する傾向が明確になったのである。

解放後、中国人民政府はまず従来の商工業の社会团体(業界協会を含む)の機能を改め、政府のコントロールに服させる政策を採った。1950年10月に上海市は「上海市各業界同業組合実験組織通則」を制定し、全国で真っ先に当該政策の実現を図ったのである。1952年6月に中央人民政府は中央統戦線部に「関与商工業連合会の改造指示」を許可した。1952年8月に中央人民政府政務院は「商工業連合会の組織通則」を公布し、旧同業組合の職務を改め、新同業組合を創立する規定を作り出した。その趣旨は概ね：①旧中国封建性を含んだ同業組合を商工業連合会の指導もとに専門性組織に改造する。②同業組合を改造して、それを商工業連合会の会員とさせ、商工業連合会の指導もとに業界の管理、サービスに従事させる(組織、人事と財務などを含む)ことなどを含んでいる。

このような再編がなされた時期と同時期に、実は、旧同業組合は新中国政府に役に立つ多くの仕事をした。上海を例にとれば、当時、同業組合は主に次のような10項目の仕事を行ってきた。すなわち、①政府が関連する部門と協力して商工業・企業と同業組合の会員の登録業務を行うこと、②同業者間で税額を民主的に検討し、国家の税収を保障して、商工業・企業の脱税行為を抑えること、③同業者間で価格の相談を行い、合法的で合理的な利潤を保障し、政府と協力して市場の物価を抑制すること、④同業者

間で偽物、劣悪製品を検査・監督する活動を展開すること、⑤労資の紛糾を話し合いによって解決し、国家の委託加工、国の計画による商品の注文、統一買付・一手販売、委託代理販売を会員企業が受け入れるように奨励すること、⑥同業者間の技術の交流と協力を組織すること、⑦会員企業の安全、衛生、労働者保護を推進し、企業に経営管理の改善を援助すること、⑧政府の関連部門と協力して、同業者を組織して生産・流通・販売の統計報告表を作成し、企業を組織して共同経営・連合販売を展開すること、⑨会員企業に対して愛国教育・遵法教育を行って、会員企業が国家の公私共営の政策を受け入れることを推進すること、そして⑩政府の関連部門と協力して商工業資本家の資産の再評価を行って、資産額の調整と登録の修正をすることである³²。

1956年まで、中国の公私共営政策の実施に従い、企業の性質と企業の中の資本家の地位は根本的に変化し、同時に、政府の経済管理機構は日増しに改善され、中国の高度集中の計画経済体制の下で部門経済の管理体制が形成され、政府部門の管理が民間業界組織の自主管理から取って代わって、同業組合の地位と機能は衰退した。こうして、同業組合は新しい社会経済システムの下で次第に消滅する道を辿った。1958年まで、上海市同業組合は全て解散させられ、全国のその他の地区の同業組合も殆ど同じような状況が見られた³³。

その他、1949年の新中国成立後も、商工業(業界性)社会团体は名義上存在している。例えば、1953年に成立した中華全国商工業連合会(全国商工業連合会と略称し、また中国民間商業会議所を呼ぶ)がそれである。しかし、中華全国商工業連合会は、組織や機能から見る限り、業界組織ではなく、その本質は政治的な民主団体である。このことからみると、計画経済の時期にも中国の業界協会は存在しているが、実質的な機能は発揮していないと思われる。

³⁰ 時和興『関係・限度・制度：政治発展過程中的の国家と社会』北京大学出版社、1996年、3頁。

³¹ 洪曉梅「我国行業協会功能的演变」、「蘭台世界」、2007年1月、63頁。

³² 王德寬「新中国同業公会的建立和發展」、「中国工商」、1998年(9)、9頁。

³³ 国家經貿委產業政策司「上海市工業協会試点工作階段性成果和經驗研究」、『中国行業協会改革和探索』中国商業出版社、1999年、110頁。

第2款 現代の業界協会の発展（1978—今日まで）

1978年末に開催された中国共産党第11期第3回中央委員会全体会議では大きな歴史的変革が起きた。それによって、中国は計画経済から市場経済へと転換することになった。この転換は国の体制の一部調整ではなく、政治、行政、文化、法律や経済などの各方面の全体にわたる大変革を意味する。市場経済への変革の中で、経済分野の改革と組み合わせられた政治や行政の改革も重要視された。実際に、政治と行政に対する改革のなかで、「行政と企業の分離」及び「行政と社会の分離」が明確となるに伴い、同業者企業の共通の利益を増進する民間による自治的な業界組織——業界協会の機能は再び重視された。そしてその後、更なる発展を見せ、業界管理にかかわる幾つかの局面において、民間による自治的な業界組織が、政府の撤退により形成された「真空」状態を補うことになる³⁴。

体制転換の下で、中国の業界協会の形成は新たに二つのルーツが析出されている。一つ目は国から権限を主動的に譲渡されたものであり、二つ目は日々成長する市場の需要から生まれるものである³⁵。すなわち、この時期において中国の業界協会の発生と発展は、一方で政府の機構改革と政府の機能転換に伴って行われたのであり、他方で中国社会の経済発展に伴い、市場経済の独立した主体（主に私有企業）の要請によって用意されたのである。この二つのルーツが相互に作用・発展する過程は体制転換の時期における中国の業界協会の異なる二つのタイプに結実したのである。すなわち、「上から下へ」の政府主導型と「下から上へ」の企業主導型である³⁶。

³⁴ 李五四・甬玉龍・魏忠賀「北京化工大学学報」（社会科学版）2004年第4期1頁。

³⁵ 賈西津、審恒超、胡文安等、『転型時期的業界協会——役目、機能と管理体制』、北京社会科学文献出版社2004年、123頁。

³⁶ 事実上、研究の視点や目的が違うため、体制内と体制外の2種類の生成方式を分ける（陳憲など）、体制内と体制外と体制の内外結合型、及び法律の規則型と4種類を分ける（余暉など）、体制内と体制外と体制の内外結合型を分ける（賈西津など）分類がある。上述の3種類の観点は陳憲、徐中振の『体制転型と業界協会——上海育成と発展業者協会の研究報告』上海大学出版社、1999年2頁を参照する。余暉の『業界協会及び中国での発展—理論と案例』北京经济管理出版社、2002年、20頁。賈西津、審恒超、胡文安等の『転型時期的業界協会——役目、機能と管理体制』、北京社会科学文献出版社、2004年、103、105頁。

もちろん、この二つのタイプの区別は絶対的なものではなく、政府主導や企業主導は様々な局面において交差的に現れたのは事実である。

それでは、「上から下へ」の政府主導型の業界協会と「下から上へ」の企業主導型の業界協会それぞれの特徴はどこにあるのか。また、それぞれの発展はどのような経過になっているのか。これらは次のように説明することができよう。

（1）政府主導型「上から下へ」の業界協会の成立と発展の過程

伝統的な社会主義の計画経済体制の下で、中国は行政一体化の全体性社会であったが、市場経済への変革の推進に伴い、市場の利益と経済主体の多様性が現れた。国家行政の管理体制以外の非公有制経済が持続的に発展するためには、中国の行政部門の旧管理体制は転換しなければならなかった。

その他に、市場経済の民主化、多元化の特徴から、政府の高度集中の統一的経済管理体制と管理方法を転換させる要請は自然に現れている。このため、市場経済化改革に適応し、社会経済に対する間接的・マクロの管理とコントロールを行うことは必然的な要求と趨勢であった。このような背景の下で、中国の政府と行政の管理体制改革は職能の転換と組織の簡素化へと展開してゆく。政府主導型の「上から下へ」の業界協会が生まれ、急速に発展した。それは次のような三つの段階に分けて整理することができよう³⁷。

第一段階：探求と芽生え（1979-1991）

1980年に国の元経済貿易委員会は日本の業界管理を視察するため、チームを派遣した。同チームがまとめた「日本の業界管理の実地調査報告」では、国務院と関連部門に業界協会の試行的な改革を行おうとする提言がなされた。この提言は政府が業界協会を創立させた発端と見られている。1982年に、中国は業界管理で長い間タテ割の行政管理を行ってきたため、業界に対する有効的な管理手段が見出せなくなり、国務院は「工業調整は業界から始め、業界によって組織し、業界によって管理し、業界によって

³⁷ 羅賢平「発展行業協会転型的必経之路」『经济管理』1999年、第12期、51、53頁。国家経貿委産業政策司『中国行業協会の改革と探索』中国商業出版社、1999年。趙旭平「我国行業管理的現状及对策」『經濟要参』2001年、第45期、23、40頁。

計画を立てる」と言う変革を進める原理原則を打ち出した。

このような原理原則の下で、国务院の許可を得て、中国の技術包装協会、中国食品工業協会、中国の飼料工業協会などの業界組織が設立されたのである。

1984年10月、中国共産党の第12期第3回中央委員会全体会議が開かれ、「中国共産党中央の経済体制改革に関する決定」が採択された。党中央は「行政と企業の職責を分離し、政府機関の经济管理職責を正しく発揮させ、直属企業の生産経営管理から専門の経済の管理部門に全業界の管理を具体的に転向させ、業界の発展計画を制定し、業界内の重要な経済の技術政策を研究し、情報の交流、技術開発と人材の育成訓練を組織する」ことを明確に打ち出していた。そこで国家の経済貿易委員会は「工業業界協会の若干の問題に関する臨時規定（草案）」を作成し、中央と地方のいくつかの行政機関がそのまま業界協会に転換することになった。

1986年、国有企業改革が開始され、国务院は「企業改革の深化と企業活力の強化に関する若干規定」を公布した。この規定では、全国民所有制（国有）小企業の貸し出しや、請負経営のテスト試行、国有大中企業の様々な形式の経営責任制の実施が提出された。

同規定の公布は、行政の簡素化、企業の外部条件の改善、経営自主権の拡大、内部メカニズム改革の促進にとって重要な意義を持っていた。1984年と86年の体制管理改革により、企業経営自主権が拡大し、行政と企業の分離を前提にして、国务院が多くの省と市のレベルの行政主導的な会社を閉鎖した。多くの地方的な業界協会が設立され、そこに行政主導的な会社の管理の職能が譲られた。また、ある国家機関に直属する専門司・局を機構合併・リストラした後で、必要に応じて若干の業界協会が設立された。

1988年の中国政府の機構改革の重点は经济管理と関わる部門である。その主な内容は合併を通じ専門の管理部門と総管理部門の内部の専門機関を削減させることである。それにより大部分の经济管理の専門部門の行政と经济管理の権限が弱められた。この道程で、国务院の一部の産業局と司は取り消され、元機関と人員を基礎にいくつかの全国的な業界協会が設置された。

しかし、1989年から1991年にかけて社会团体整理改革が進行する中、国は業界協会の権能を再調整した。一部の業界協会の自主的な権限は回収さ

れ、再び政府の行政機関の付属機関となった。これは後に3年逆行の時期と呼ばれた³⁸。

第二段階：発展の段階（1992－2000）

1992年に鄧小平は中国の南部などを視察し、改革・開放へ邁進すべきとの演説をした³⁹。その威信をかけて改革・開放の加速化の号令も発した。10月、中国共産党の第14期全大会は鄧小平の意向を体した江沢民の政治報告を承認し、「社会主義市場経済の建設」の基本方針を打ち出した⁴⁰。中国の市場化改革の推進と業界協会の持続的な発展によって、人々の業界協会に対する認識が次第に深まっていく。このようなことが後押しとなり、学者による業界協会の学術的な研究や海外の業界協会の紹介が行われ、それが政府自身の改革と業界協会の発展に理性的な認識を促進し、同組織の拡大や展開に資している。

1993年11月11日から14日に開催された中国共産党の第14期第3回中央全体会議では、「中国共産党の社会主義市場経済体制確立に関する若干の問題の決定」が採択された。会議において、社会主義市場経済体制は、社会主義の基本制度と結び付いたものであると示され、事実上計画経済と決別し、全面的な市場経済化を目指すものと語られていた。そして国有企業の経営メカニズムを転換させ、市場経済の要求に合わせて再建し、所有権も明確し、権利と責任を区別し、政府の行政命令と企業経営と切り離し、

³⁸ 1988年9月に開かれた第一三期三中総は、「経済環境の整備・経済秩序の整頓」をうたい、厳しい引締政策の採用を余儀なくされた。中国経済の「放」と「収」の繰り返しは依然止むことはなかったのである。

³⁹ 鄧小平は1992年1月18日から同年12月21日にかけて、武昌（武漢）、深圳、珠海、上海などの地へ視察に赴く。この時、折々に語ったのが「南巡講話」である。その内容は、社会主義の本質は生産力の自由、生産力の発展、搾取の削減、対立勢力の分裂をなくし、最終的には共に裕福になることである。社会主義の発展が社会の生産力に有益かどうか、社会主義の高まりは国家の総合的な国力に有益かどうか、人民の生活レベルを上げることは有益かどうか、という判断基準の是非を問うものであった。チャンスを掴み続け、思い切った改革をし、発展に弾みをつけ、党の基本的な方針を長く維持し揺るぎないものとして、改革・開放へ邁進すべきとの講話であった。

⁴⁰ 鈴木賢など『現代中国法入門』第3版）有斐閣、2003年3月25日、50頁。

科学的管理による現代的な企業制度を確立することだという具体的な内容まで示された。同時に、「市場の媒介組織を発展し、業界協会、商業会議所などの市場の媒介組織のサービス、疎通、公証、監督の作用を発揮させる」ことも同会議において指摘されていたのである。

1994年、中央政府は国民経済管理体制と政府機構に対して調整と改革を行った。この改革は国家のコントロールにより異なる形態で運営されてきた専門の経済管理部門を三つのタイプに分けて、それぞれに存在する問題にメスを入れる方法を取っている。一つ目は一部の専門の経済管理部門を再建し、経済実体(会社あるいは企業)そのものを構築させるタイプである。例えば、航空・航天工業部を解消し、元航空・航天工業部を基礎にする中国航空工業総会社と中国航天工業総会社を成立させた。二つ目は一部の専門の経済管理部門を再建させ、全国的な業界総会に転換させるタイプである。例えば、紡織工業部と軽工業部を解消し、元紡織工業部と軽工業部を基礎にする中国紡織総会と中国軽工業総会をそれぞれ成立させたのである。三つ目は一部の専門の経済管理部門を保留させ、それぞれ所有する権能を主に計画、調和や監督に留まらせているタイプである。これで、中国の中央政府による機構改革を契機として、業界協会の展開は一定の法的規範に沿って行われることになる。

1995年9月中国共産党の第14期中央委員会においては、第5回全体会議を開き、「中国共産党中央の国民経済と社会発展の第9期5カ年計画と2010年長期目標の制定に関する建議」を採択した。この中では、当該目標を実現させる二つのポイントが示されており、国の経済体制や今後の社会像の根本的な転換を訴えている。一つ目は伝統的な計画経済体制から社会主義市場経済体制への転換である。二つ目は粗放型の経済発展方向から集約型への転換である。この二つのポイントは、中国の経済建設が、これから体制改革の推進や質的向上の方向に進むことを示した。そして、一部の政府の管理権限を企業、市場と媒介組織に譲ることを明確に要求したのである。

1996年、国家経済貿易委員会は上海、広州、厦門、温州の四つの都市に拠点を置き、業界協会の実験活動を行い、業界協会事業の向上を図った。

1997年、中国共産党の第15回代表大会の報告は専門経済部門を再建し、社会の媒介組織として育成・発展させ、政府の機関改革と業界協会事業の展開に資する政策と方針を打ち出した。その後、国家経済貿易委員会は「若

干の都市を選択した業界協会の実験に関する方案」（関与選択若干都市進行業界協会の実験方案）を公布し、業界協会の性質、地位、機能などに対して明確な定義を行った。その主な内容として、「業界協会は社会の仲介と自律性業界の管理組織であり、社会主義市場経済の条件下で、業界協会は業界管理の重要な組織であり、政府と企業間の懸け橋であり、業界内でサービス、自律、調和、監督の作用を発揮し、同時、政府に協力する」とされている。

前記の政策の登場によって、業界協会が政府の「参謀と補助」として位置づけられているため、政府部門は業界協会の成立に積極的な政策を取るようになっていく。その理由の一つは業界協会自体の発展が政府部門による業界への管理のプラスになることである。そして、もう一つの理由は政府主導型の業界協会は政府の機関改革の過程で生み出された「早期退職・定年退職と定員削減の人員」を再配置するための適当な場所を与えるためである。他方、従来の政府の一元的で強制型の業界協会の運営スタイル自体は業界協会の発展を阻害すると思われる。即ち、業界協会の政府寄り（機関、人員、経費、職責と運行方式を含む）と効率の低さである。しかし全体として見れば、これらの政策はやはり業界協会の発展に大きく資していると言えよう。

1998年に国務院は再び機関改革を行い、業界協会の事業を一層推進させた。今回の国務院の機関改革は経済管理部門に対して引き続き削減・合併を行うだけでなく、マクロ経済の管理部門の職務と専門経済の管理部門の職務について業界計画及び業界法規を制定し、業界管理を実施することを主な職責にすることを明確に定めている。統計によれば、今回の国務院の機関改革により、中央政府のそれぞれの部門は業界組織に管理職能を200項目以上も移譲した。2000年まで、全国規模の業界協会の組織は480団体にも上っていた⁴¹。

第三段階：国際化の盛んな発展段階（2001—）

2001年から現在までの時期は国際化の段階と呼ばれよう。WTOに参加

⁴¹ 張誌剛「総結経験、提高認識、加速行業協會的發展」中国経済聯合会編『全国工商領域行業協會職能和作用』、中国商業出版社、2000年、187頁。

した後、中国の業界協会は経済的なグローバル化の新しい情勢の下に経済活動の舞台に上がっている。2007年まで全国規模の業界協会はおよそ800団体存在している。

2001年2月、国家経済貿易委員会の盛華仁（主任）は政府が国内の業界協会に、業界別にそれぞれの職務を分担させて管理しようという計画を明らかにした。国家国内貿易局など9つの委管国家局はすべて廃止され、これらと関係があり、もしくは管理を受けていた業界協会はいずれも、国家経済貿易委員会の管理下に置かれたことになった。その後、国家経済貿易委員会は、中国商業連合会、中国物資流通協会、中国石炭工業協会、中国機械工業連合会、中国鉄鋼工業協会、中国石油・化学工業協会、中国軽工業連合会、中国紡績工業協会、中国建築材料工業協会、中国非鉄金属工業協会を成立させ、これらの協会に対して、当時の200以上の地方協会を業界別にそれぞれの10以上の業界協会に属させ、管理する権限を委任したのである。

2002年4月、国家経済貿易委員会は「業界協会の規範管理と育成、発展の強化に関する若干の意見」を公布し、「調整、規範、育成、提高」という業界協会の発展構想と管理方針を打ち出した。

2003年の国家経済貿易委員会の「2003年経済運営調控綱要」により、市場の仲介サービスを改善し、業界の機能を強化・規範化・健全化させ、業界協会の建設を強化し、行政色を薄くし、規則制度を健全化し、業界行為を規範化し、サービス意識を強め、業界協会に社会主義市場経済の要求に合う媒介組織になるように促した。

2005年の温家宝（総理）の「政府工作報告」の中では「政企分離、政資分離、政事分離」を進める構想が強調された。政府が管理すべきでない事項を企業と市場、業界協会に譲渡して、社会团体、業界協会等の役割を十分に発揮させるべきであると語っていた。

2007年に國務院弁公庁は「業界協会・商会の改革発展の推進に関する若干の意見⁴²⁾」を発表した。その主な内容は業界協会の改革と発展の基本思想と全面要求を出し、積極的に業界協会の機能を広く開拓することを求め、

⁴²⁾ 国辦発〔2007〕36号「國務院関與加速推進行業協会商会改革和發展の若干意見」吉林政報、2007年第12期、27頁。

業界協会の体制構造改革をすすめ、業界協会の建設を強化し、管理を規範化し、業界協会の発展政策と措施を健全化するように促進することである。また、それによると、現職の公務員は業界協会の指導者を兼任することはできず、兼任が避けられない場合は規定に基づき厳格な審査が行われるように求められていた。「意見」では、業界協会の体制メカニズム改革に力を入れ、行政と分離させることが提起された。業界協会は今後、法律・法規・規定に基づいて、独立して自主的な活動を行い、行政化や政府への依頼などの課題を解決しなければならない。また職能、機構、職員、財務などの面で政府および政府部門、企業・事業単位と徹底的に分離しなければならない。現在分離していない場合は、期限を定め、その実現を促す。業界協会の使用する国有資産は、その財産権を明確にし、規定に基づき業界協会によって使用・管理されなければならない。政府による業界協会のサービスの買付に関する制度を確立し、業界協会が政府の委託を受けて業務を行う場合、もしくはサービスを提供する場合、政府は相応の費用を支払い、必要な資金は予算として管理される⁴³⁾。市場化が押し進まれる流れの中で、政府機関の改革と職能の転換につれて、政府主導型の業界協会の改革が加速している。

(2) 下から上への企業主導型の業界協会の成立と発展

政府主導型の業界協会と比べて企業主導型の業界協会の発生と発展は市場化の改革の流れにおいて市場そのものから生み出された結果だと言える。市場化のプロセスにおいて、利益の多元化に伴い、とくに市場主体による競争の中で私有経済の継続的な発展や市場主体自身の経済利益を保護するため、市場主体は自ら志願して業界協会を組織し、業界協会の活動に参加する。企業主導型の業界協会は大体1990年の前後に形成される⁴⁴⁾。例えば、1991年に成立した温州の喫煙具業界協会の成立当初に掲げられた目的は市場の無秩序で悪質な競争を克服し、それによって企業自身

⁴³⁾ 鄭録「加快推進行業協会商会改革和發展」、「广西電業」、2007年7月（総第88期）、5頁。

⁴⁴⁾ 余暉『行業協会及在中国的発展—理論と案例』北京经济管理出版社、2002年、51頁。

の利益を保護することだと唱えている。

2001年になってから、企業主導型の業界協会は大きな発展の段階に入っている。その主な原因は、WTOに加盟したため、自由貿易体制の中、情報の収集・コンサルティング・法律の専門知識・専門職の養成・国際的な各種ルートの開拓など業界協会でなければ、一企業では対処できないからと言われる。また、ダンピング問題など外国との貿易摩擦が生じた時の対処も容易ではなく、大規模なプロジェクトや複数の分野を包括した注文に応じるには、各関連企業の取りまとめや調整役も必要になるという理由も取り上げられている⁴⁵。

しかし、企業主導型の業界協会の発展の地区と業界は比較的に限られており、それらは主に市場化・私有化のレベルが高い地区（特に江蘇・浙江・上海・広東などの沿海の省・区）に集中し、その地区の業界協会がメインとなり、その規模も比較的に小さいと見られている。

第3節 小括

中国の政府部門は行政体制の改革によって形成された業界協会を業界管理の補助手段として位置づけ、元の部門の職能を部分的に移転することを通じて、部門の元の権限を維持することができる。多くの業界協会が政府に頼っている。強い行政の雰囲気の中で発揮される中国の業界協会の機能は、その正常の行使に行政の影響を受けてきた。管理理念も常に管理者の立場から出発し、自ら企業に対しサービスを提供する者と言う自覚を持たない。これまでの協会の主な業務は政府の仕事の肩代わりで、主管部門からの天下りの職員も多く、何かといえば寄付を強制する一方、企業が協会に求めるサービスはほとんど無い。その当然の結果は企業が協会離れを起こし、会費も集まらなくなる。業界協会は第2の役所だ、敬老会だ、と

⁴⁵ 例えば、2004年に温州のライター事件ではEUの反ダンピングに勝訴した。当時温州では市が画期的な「温州市業界協会管理方法」を打ち出し、業務主管部門を政府から市の商工連合会に移し、全市規模の業界協会は89に達していた。そしてそのうちの一つ、298社が加盟する「温州市煙具行業協会」がすぐさま200万元あまりの活動資金を捻出し、国際弁護士を雇い、16の企業を糾合して応戦した。その結果、2003年にはEU側が提訴を撤回し、実質的な勝訴を勝ち取る事ができたのである。

いう批判が強まる理由も分からなくはない⁴⁶。

また、中国では、現在、国務院発表の「社会团体登記管理条例」⁴⁷により、政府部門は、業界協会とその他の社会团体を同等に管理し、業務の主管機関と管理機関の二重の責任管理体制を実行している⁴⁸。業務の主管機関は業界協会に対して主要な指導者の任免、機構の設置、財務活動、重大な活動の申し込み、対外交際、経済援助の接收、年度定期検査、政治思想教育と党の建設など8つの方面から直接に管理する。この条例は、社会团体とは中国の公民が自らの意思で構成し、会員の共通の利益を実現するため、規程に基づく活動を展開する非営利組織であることと規定する。中国の社会团体は、「民法通則」によっても法人の資格を得ることができる。しかし、それらの法律法規を結び付けて分析すると、業界協会にとって、これらの決定に整合性がないことになる。つまり、中国の業界協会は法律上独立の地位を規定されているにもかかわらず、管理者及び財政などの管理上では依然として直接に統制されている。このような行政権力が過度に集中した管理体制は業界協会に深い影響力を持っている。

中国の政治経済体制の改革を見渡せば、業界協会の育成と発展は漸進的な発展の過程である。その過程において、政府による上から下への業界協会の育成は不可欠だと思われる⁴⁹。換言すれば、中国の業界協会の発展は市場メカニズムの作用の産物だけではなく、同時に政府の体制改革の結果でもある⁵⁰。しかし、業界協会は社会主義市場経済体制の発展、政府の機関改革、政府の機能転換の圧力の下での産物であるため、行政性格が強く、競争制限的な行為が行われる場合に市場への影響も大きい。

⁴⁶ 朱英『中国近代同業公会與当代行業協会』中国人民大学出版社、2004年、448、544頁。

⁴⁷ 中国国務院令第250号、1998年10月25日公布・実行。

⁴⁸ 1989年10月25日に国務院が公布した「社团登記管理条例」の第9条、社团の設立申請には、その業務主管部門による審査と承認を受け、発起人が登記管理機関に設立を申請しなければならない。この条文は1998年に改定した後も変更していない。

⁴⁹ 康曉光『権力の転移転型時期中国権力格局的変遷』、浙江人民出版社、1999年、236頁。

⁵⁰ 黎軍『行業組織的行政法問題研究』、北京大学出版社、2002年、93頁。

第2章 業界協会による競争制限行為とその規制

第1節 業界協会による競争制限行為

1980年代の末から、業界協会による競争制限行為が出現しはじめた。例えば、1988年12月、ある市に開設される約30のカラー印刷会社は「印刷企業懇談会」を召集し、業界協会を成立させた。それと同時に、価格の調整を口実にして共同して値上げをする決定も行われた。この市のカラー写真の価格は50%上昇した⁵¹。

中国の業界協会は政府との緊密な関係があり、政策実施の機能を引き受ける側面があるため、業界協会による競争制限の行為は影響が大きくなるという特殊性が存在する。中国の「業界自主価格(行業自律価)」は政府が市場価格に関与することから始まると見られている。以下はその業界自主価格の発展過程を詳しく紹介する。

第1款 業界自主価格の由来

1998年、中国経済は過去数年間に亘る過剰投資に加えて密輸品が大量に流入して、1997年以降には景気が減速し、深刻な供給過剰の状態に陥っていた。このため、製品価格が軒並みの値崩れを起し、産業界、特に国有企業の収益を直撃した。中国には国有企業改革の重点企業に指定された512社の代表的な大型企業があるが、これらの企業の供給過剰状態により、1997年は39社しかなかった赤字企業が1998年第1四半期には191社と、4割近く急増した。税収の7割を占め、雇用の大きな担い手でもある国有企業の不振は、政府指導者の間にも深刻な懸念を呼び起し、5月初旬に各地方政府が集まって対策会議を開いた。そこで演説した呉邦国副総理は、「一部業種で発生している価格引き下げ競争は、悪性競争である」、「需要家は値下がりを待って、ますます物を買わなくなるので、需要は拡大せず、企業収益を悪化させるばかりである」と発言している。また、「これにより国有企業が深刻な資産流失に見舞われているのに、企業幹部はこれを自分の痛みだと思っていない」とも批判している。このような乱売に歯止めを

⁵¹ 人民日報1988年12月21日。時建中『反壟断法—法典訳評と学理探源』中国人民大学出版社、2008年2月、196頁注②。

かけるべく打ち出されたのが「業界自主価格」という対応措置であった。自主価格の仕組みとは、①当局が業界平均コストを算定して自律価を決定する、②業界内の主要企業が自律価の遵守を協定して公表する、③自律価を下回る販売を監視するため、業界団体(行業協会)による監視の仕組みを設ける、④違反企業には罰金、銀行融資停止、操業許可取消等の制裁を科す、といったものである⁵²。

呉邦国(副総理)による演説が行われてから、乱売の状況が深刻である板ガラス、農用車、化学肥料、ソーダ、ベアリングや一部鋼材など、多くの業界が自主価格の実施を発表した⁵³。

1998年6月26日、国家發展計画委員会と国家の建材局は共同で「板ガラスの不正な価格競争の禁止に関する臨時規定」(以下では「臨時規定」と略称する)を発表した。この「臨時規定」によって、建材局が定期的に板ガラスの社会平均のコスト価格と社会の平均出荷価格を発表した。これは業界自主価格の基準を提供することである。業界のそれぞれ生産企業や販売部門はそれを守らなければならなくなり、さもないと他社は政府の価格主管部門に告発する。そのような告発に対し、価格の主管部門は対応を立案し、調査を実行しなければならない。もし生産企業の販売価格が社会の平均コスト(即ち業界自主価格)より低く、また、この企業の一部のコストより低いならば、不当競争の行為だと認められ、価格の主管部門は法律に基いて調査し、処分する⁵⁴。

6月28日、全国の三輪車業界の最大の生産量を占める八つの会社は全国農業車管理事務所の招集の下で、検討を重ね、業界自主価格を決めた。その決定は7月18日に発表された「全国の農用輸送車市場販売自律価の実施細則」の中には反映されていた。

7月上旬、国家の石油と化学工業局、中国純炭酸ソーダ工業協会、国内の10社の純炭酸ソーダの生産企業が共に減産により価格を保護し、共同で

⁵² 「価格カルテルは日本に学べ?」ジェトロ「中国経済」1998年12月号。http://home.att.ne.jp/sigma/tsugami/kakaku_cartel.htm 参照。

⁵³ 刘小兵「行業自律価的是是非非」『广西市場與價格』、2001年第7期(総204期)22頁。

⁵⁴ 李勝利「行業自律価浅論」、「河北法学」、1999年3月、32頁。

輸出し、自主規制などを強化する決定を出した。9月5日から1080／トンという業界自主価格を実施した。

7月24日、オールドス集団は9社の上場企業と5社の大規模企業を代表して国家経済貿易委員会に「悪質な競争を制止し、市場秩序を規範し、商工業に共同で協力し、共同发展を実現する」という提案を提出した。その目的は同業界で自主価格を制定することであった。

8月6日、常柴株式会社などの28社のディーゼル・エンジンの生産企業の法人代表は自主価格の遵守承諾を公けに宣言し、その当日からも、市場の最低販売価格を執行した。⁵⁵

1998年8月17日、国家経済貿易委員会は「部分的な工業製品に関して業界自主価格を実行する意見」（以下「意見」と略称する）を公布した。乗用車を含める21種類の製品が業界協会の指定価格で販売しなければならなくなった⁵⁶。同「意見」は各業界を導いて価格の自律を強化することと市場競争秩序を規範することを目指した。また、同「意見」は業界自主価格の制定について各国家局と業界協会などに依存して、自主価格の算定・発表・監督を業界協会が行い、政府の関連部門に広報と調整作用を行うように求めた。しかし、それは企業の価格カルテルを促進し、業界自主価格という価格カルテルのシステムが公然と中国経済の表舞台に上がる結果を招いたのである。

その後、いろいろな業界が業界自主価格を制定した。たとえば、8月下旬、情報産業部が成立した後に初めての「カラーテレビの技術会議」が北京で行われ、会議は業界協会にカラーテレビの自主価格を制定するように求めた。9月上旬、国家軽工業局は関連協会と一緒に新聞、製糖、洗剤と自転車、電池などについての業界自主価格を制定し、生産量を制限して価格を保護することを実行した。9月16日、中国のガラス繊維工業協会は13社のガラス繊維の生産企業を招集し業界の部分製品の自主価格を制定した。9月下旬、13社の乗用車の生産企業と2個の自動車の販売会社は「自動車業界の乗用車製品の自主価格公約」を締結して、10月15日に業界自主

価格を実施した。9月24日、宝山鋼鉄、武漢鋼鉄、鞍山鋼鉄、首鋼を代表としての35社の大規模の鋼鉄企業は共同で提案して、国家の冶金局が10月1日から鋼鉄業界の自主価格を実施することを決定した⁵⁷。このような一連の動きは中国の経済領域の人目を引く業界自主価格の起源だと見られている。

第2款 業界自主価格の規制

ところで、この時期から業界自主価格のシステムに対し、学者達の間で強い異論が唱えられ始めた⁵⁸。第1は、このような自主価格は競争を回避し、非効率な限界企業を温存することになり、企業改革を妨げることになるという批判であり、コスト割れの販売を抑止すると言うなら、業界平均でなく各企業のコストを基準にすべきだと説いている。特に農業トラクター業界では、努力の結果、コストダウンに成功し良好な販売実績を挙げていた山東省のメーカーが「業界平均コストを下回る価格で販売した」として罰金を科される実例が出たのを契機に、「これでは誰も努力せず、競争もなくなる」と言う強い批判が起きた。第2は、自主価格の実施過程で業界団体が中心的な役割を果たしていることを批判するものである。業界団体は政府の過去の業種主管部門から枝分かれして生まれ、政府との人的つながりが濃いと思われる「中間」団体である。上記のような自主価格措置を巡って、政府と企業の間中に位置する業界団体が「活躍」することになり易いというのが主な主張である。

また、自主価格を実施した業界の中には、業界団体が自主価格の遵守を企業に強制し、罰金徴収まで行っている例がある。しかし、中国は指令制経済の残滓を払拭すべく、企業に価格自主権（行政不介入）を保障する「価格法」を1998年に施行したばかりであり、一部の業界団体の行為はせっかく保障された価格自主権を侵害するものだと見て、その行為自体は価格法及び行政処罰法に違反し、改革の流れに逆行するものだと批判されている。

⁵⁷ 謝川豫「論行業協会制定行業自律価格的限制競争性質」、『首都経貿大学硕士学位论文論文』北京、首都経貿大学法学系、1999年1期。

⁵⁸ 羅培新・毛玲玲「行業自律価格的法律性質探析」、『改革與戰略』1999年第1期、41頁以下。

⁵⁵ 彭俊「关注自律価」『人民日報』1998年10月5日の第9版。余暉「行業自律価透析」『經濟管理』2000年9期、14頁。

⁵⁶ 余暉「热点透視：透析“行業自律価”」、『中国經濟時報』、2000年6月30日。

以上の論争の結果により業界自主価格というカルテル・システムが結果的に否定されることになった。その過程は次の通りである。

1998年7月18日、中国農業機械工業協会の農業用輸送車分会は「全国三輪農用輸送車の市場販売自律価」を発表した。この「実施細則」の規定によれば、監督グループは告発された違約企業を全業界に通知し、一回の違約に20万元の罰金を取って業界の広告宣伝費にし、重大な違約者に対して業界協会が製品の生産・販売の許可を取り消すように国家機械工業局と公安部に申請できることになっていた。

しかし、農機具業界の先導企業、すなわち市場占有率が30%に達する山東時風集団は、業界自主価格の登場後の違反者となって80数万元の罰金を取られた後に、その結果を不服とし、山東省物価局へ訴えた。山東省物価局は国家発展計画委員会の価格主管部門に報告をし、国家発展計画委員会の調査グループに協力して調査を行った。そこから得た結論は、時風集団の販売価格はそのコストより低くなく、その安い原因は完全にその生産経営のコストが低いからなのであるとわかった。

その後、國務院に業界自主価格の問題点が了解された。11月13日、農業用輸送車業界を主導する13社の大型企業が北京に集まって、国家経済貿易委員会、国家計画委員会、国家機械工業局等の関係指導者の会議に出席して、業界協会が自主価格を制定する権利と違反を処罰する権利を正式に否定した。11月15日に国家計画委員会は国家機械工業局に「中国農業機械工業協会農用輸送車分会が農業用の車の業界自主価格を制定する問題に関する是正提案」を交付して、正式に価格主管者の身分で業界自主規制価格に対して規制の介入をした⁵⁹。

これで業界自主規制価格の騒動はしばらくひと段落着いた。しかし業界が自主的に価格を定める行為は依然として頻繁に発生している⁶⁰。

例えば、2001年、上海黄金飾品行業協会と宝玉石協会は主要な会員企業を招集し、業界自主規制価格を協議し、黄金飾品の千純金＝グラムに96元

の基準価格を決めた。上海明牌銀行樓など13社の黄金飾品企業は8月6日から基準価格で販売した。その後、この業界自主価格は物価部門から反対された。物価部門は「価格法」第14条（14条について本章2節2款の②で詳述する）によって13社の企業に「行政警告」を出した。当該業界協会は不服として行政再議を出した。結局、手続きが不適当で物価部門は処罰を取り消した⁶¹。

2002年5月15日、ある市のガス協会がリードして、同市にある他の4社の企業に販売価格を合意をさせ、卸販売価格を統一し、市場占有率を分割し、管理グループを成立させた。6月6日、商工業局はこの事件を調査し、2002年12月12日に行政処罰を行った⁶²。

2007年8月8日、吉林市豆製品協会は10数社の豆製品企業を招集し価格協調会議を行って、全市の干し豆腐の価格を高めて、干し豆腐製品の卸販売価格を統一した。同時に、書面の形式で小売商に通知を出して、干し豆腐製品の小売価格を高める意向を表明した。吉林市価格監督検査局はこの行為を「中華人民共和国価格法」に違反するとして吉林市豆製品協会に対して行政処罰を行った⁶³。

また、2007年に国家発展改革委員会はインスタントラーメン業界協会の価格カルテル行為に対する調査結果を公表し、「価格法」と国家発展改革委員会の「価格独占行為を制止する暫定規定」に違反すると認定した⁶⁴。

⁶¹ 徐士英『競争法新論』北京大学出版社、2006年5月、131頁。周勤「這樣的卡特爾為什麼難以維持」、「管理世界（月刊）」、2002年第6期、118頁。

⁶² 国家工商行政管理総局公平交易局・編『反壟断法典型案例及中国反壟断執法調査』法律出版社、2007年4月、116頁。

⁶³ 時建中、競争法網：http://www.competitionlaw.cn/show.aspx?id=2046&cid=20、参照。

⁶⁴ 世界ラーメン協会中国分会は2006年12月から、3回にわたってインスタントラーメンの値上がりについて、会議を開いた。2007年4月21日の会議で、6月1日から、業界統一での値上げを決定した。また、2007年7月5日、インスタントラーメン中国分会は北京で会議を開き、7月26日から、全面的に価格を引き上げることを決定した。この決定により、「康師傅」、「統一」、「今麦郎」、「日清」、「農心」など10数社の著名企業は一斉に値上げ行動に参加した。7月26日から、中国95%の市場では、中・低価格インスタントラーメンの価格が平均して20%、最大では40%アップした。

⁵⁹ 余暉『行業自律価透析』经济管理、2000年、第9期、14頁。

⁶⁰ 国家発展改革委員会の統計によれば、2010年の6597件の価格違反事件の中で価格カルテル事件が大半を占めた。国家発展改革委員会網：http://www.ndrc.gov.cn/jggl/zhd/t20110223_396361.htm 参照。

さらに、2010年3月に広西柳州市、南寧市のビーフン業界による価格カルテル行為にそれぞれ3万—10万円の罰金を課した⁶⁵。2011年1月に浙江省富陽市製紙業協会による価格カルテル行為に対して当協会に50万円の罰金を課した⁶⁶。

第2節 中国の競争法の業界協会に対する規制

第1款 競争法の成立背景

1949年から1978年までの中国計画経済体制の下では、「商品」と呼ばれるものが存在しなかった。「商品経済」が存在しないため、競争はなく、競争法という法律も必要とは考えられなかった。中国は、30年近くにわたって、このような状況の下で国家統制により経済を運営してきた。中国では、経済面における競争は基本的に存在していなかったといえる。しかし、長期にわたって維持されてきたこのような計画経済体制は、経済基礎を束縛し、社会の活力を抑制するなど、多様な面から深刻な副作用を引き起こした。

1978年12月、中国共産党の第11期第3回中央委員会総会では、経済改革を推進し、対内的に経済を活性化し、対外的には開放を進める政策を決定した。同時に、市場経済の原理を導入して、社会主義的商品経済の発展を期することとした⁶⁷。

1980年10月17日に中央政府の国務院は「社会主義競争の発展と保護に関する暫行条例」（「関与開展和保護社会主義競争の暫行規定」、以下「暫定

規定」という）を制定し⁶⁸、中国の経済を公正な競争環境に導く措置を始めている。行政法規⁶⁹である本暫定規定が、競争の重要性を認識した最初の法的文書であり、不公正競争と競争制限を止めさせる最初の法的試みであった。これによって、競争が企業と労働の効率の向上、経済成長、技術進歩、近代化の加速等のために重要な役割を果たせることが認識され始めた。それと同時に、競争秩序の確立、保護等の面においていくつかの規定が設けられた。この暫定規定では、「国内経済生活において、国務院により政府機関が排他的に取引する必要があるとして指定された限定された数の特定製品を除き、他のどの製品の独占化されたり、排他的に取引されたりしてはならない」と定められており、独占と不正競争防止の政策がここから正式的に導入されたのである。

1984年10月12日、中国共産党の第12期中央委員会第3回総会において「中共中央経済体制改革に関する決定」が採択されたことによって、社会主義企業の間で競争が是認された。競争が行われることにより、反競争的な行為が出現することを予想して、これに伴う経済立法も加速しなければならぬと立法機関に要請したのが一つの背景だと思われる⁷⁰。

1987年9月11日に国務院⁷¹は「中華人民共和国価格管理条例」⁷²を發布した。この条例の29条9項の規定により、「企業間又は業界協会の価格カルテル協定を禁止する」ことが定められた。また、30条によると、価格カルテ

⁶⁸ 「反不正当竞争法」、「価格法」等の成立を受けて、国務院は2001年10月6日の国務院令第319号によりこの暫定規定を廃止した。

⁶⁹ 「行政法規」とは、中国において最高の行政機関である国務院が制定した様々な法規の総称である。その法的地位及び効力は、憲法及び法律に次ぐ。

⁷⁰ 陳丹舟「中国における競争法体系の構築」早稲田大学大学院研論集第125号、2008年、254頁。

⁷¹ 中国における立法権は、全国人民代表大会及び全国人民代表大会常務委員会に属しているが、1985年4月10日の中国第6期全国人民代表大会第3回会議決議によって、国務院に対して経済体制改革と対外開放に関する暫定規定、または条例の制定権が授けられた。

⁷² 同条例を制定する背景や条文の詳細などについては、「国務院関與整頓市場秩序加強物價管理的通知」国務院法制局編『中華人民共和國法規匯編（1998年1月—12月）』法律出版社、1985年、498頁。

国家發展改革委員会網：http://www.ndrc.gov.cn/xwfb/t20070816_154142.htm、参照。時建中『反壟斷法—法典評與學理探源』中国人民大学出版社2008年2月、205頁。

⁶⁵ 南寧市鮮一閣食品工場と柳州市兄弟ビーフン生産工場、永財ビーフン生産工場に10万円の罰金を課した。ほかの18社のビーフン生産工場に3万—8万円の罰金を課した。国家發展改革委員会網：http://www.ndrc.gov.cn/xwfb/t20100330_338105.htm、参照。

⁶⁶ 国家發展改革委員会網：http://www.ndrc.gov.cn/jggl/zhdt/t20110119_391553.htm、参照。

⁶⁷ 張守文「中国経済法学的回顧與前瞻」楊紫煊編『經濟法研究第1卷』北京大学出版社、2000年、195頁。

ル行為に対して物価検査機関は、その行為の情状に基づいて注意通告し、違法所得の返還、没収、過料の徴収、経営許可の取消し、さらに、責任者に対しても処分を行うことになる。

1988年1月、国務院が発布した「重要な生産材料・交通運輸価格に関する管理暫行規定⁷³⁾」の13条では、国家が企業および業界協会の市場価格カルテルを禁止し、企業および業界協会が国家の規定に違反して独占的地位を利用し、市場価格を支配し、暴利を貪るような行為は、違法行為とみなし、取締りの対象とされている。

1980年代の中国においては、全国人民代表大会が制定した法律レベルでの競争法はまだ存在していなかったが、改革開放政策に沿う数多くの行政法規が中央政府によって制定されてきた⁷⁴⁾。そして、一部の地方では「不正当竞争防止法」が制定された。例えば、上海市政府が1987年10月15日に制定した「上海市の不正当竞争防止法の暫行規定⁷⁵⁾」により、12種類の不正的な競争行為が禁止された。江西省政府も1989年2月3日に制定した「江西省の不正当竞争防止法の試行方法⁷⁶⁾」により16種類の不正当竞争行為を制限した。これらの地方レベルの法規は中国の競争法の形成に貴重な経験や素材を提供した⁷⁷⁾。

以上の競争制限の規制は、分散かつ不統一であり、公正かつ自由な競争秩序を確立するにはほど遠く、現実の経済生活における競争を強く阻害する行為を有効に阻止することもできなかった。このため、新しい経済法的な規範として競争秩序を維持する法律を制定することが求められていた。

⁷³⁾ 中国語原稿「重要生産資料和交通運輸価格管理暫行規定」1988年1月11日に国務院公布。

⁷⁴⁾ 例えば、「商品流通における不当性行為防止に関する国務院通知」（「国務院關於制止商品流通中不正之風的通知」、国務院、1981年7月）。「社会經濟活動中の不法な手段による利益獲得行為を禁ずることに関する通知」（「關於嚴禁在社会經濟活動中牟取非法利益的通知」、国務院、1986年8月）。

⁷⁵⁾ 中国語原稿「上海市制止不正当竞争暫行規定」1987年10月15日に上海市人民政府は公布し、1988年1月1日に実行する。

⁷⁶⁾ 中国語原稿「江西省制止不正当竞争試行弁法」1989年2月3日に上海市人民政府は公布し、1989年3月1日に実行する。

⁷⁷⁾ 黄和新『中国經濟法新論』南京大学出版社、1998年、332頁。

第2款 競争法の成立及び業界協会の規制

①「反不正当竞争法⁷⁸⁾」（中国の「不正競争防止法」に当たる）

I、「反不正当竞争法」の成立に至るまでの経緯

1987年8月に、国務院が全国に適用される不正競争防止条例を制定すると言う指示を出したことにより、国務院の法制局と国家經濟体制改革委員会、国家工商行政管理局等の七つの部局からなる独占及び反不正当竞争法の起草グループが立ち上げられ、独占及び反不正当竞争法に関する制定作業が始まった。翌年の1988年に「独占及び反不正当竞争暫定条例（草案）⁷⁹⁾」が作成された。ところが、1989年に当該法律の制定に関する政府の指針が変わって、独占禁止の部分が外された。草案は「反不正当竞争暫定規定条例草案⁸⁰⁾」と改名された⁸¹⁾。この段階では、まだ国務院の行政法規である条例の立法準備段階であった。正式の立法段階は1991年の年末に行われる全国人大の立法計画に正式に取り入れられ、法案名が「反不正当竞争法」と名付けられると同時に、法案の起草作業が中国の国家管理局に委ねられた⁸²⁾。1993年5月28日に国務院の第4回常務会議で「中華人民共和国反不正当竞争法（草案）」が採択された。1993年6月10日に、第8期の全国人民代表大会常務委員会が審議が行われ⁸³⁾、1993年8月25日に開催された同期の全国人民代表大会常務委員会第3回会議において「中華人民共和国反不正当竞争法」が制定されたのである。

「反不正当竞争法」の成立過程からみると、とくに最終草案の審議結果報告において、草案の第17条のカルテル行為規制についての規定が削除さ

⁷⁸⁾ 「中華人民共和国反不正当竞争法」1993年9月2日に第8期人民代表大会第3回常務委員会が採択、中華人民共和国主席令第10号公布。

⁷⁹⁾ 中国語原稿「禁止壟断和不正当竞争暫行条例」（草稿）、立法の目的及び規制対象などについて、梁慧星「中国の独占禁止法制定について」（鈴木賢・訳）中国における民法、環境法及び経済法の発展と現状、1989年8月31日発行、発行責任、第1回日本・中国法研究集会実行委員会。

⁸⁰⁾ 中国語原稿「制止不正当竞争条例草稿」。

⁸¹⁾ 梁慧星「中国反壟断法立法的構想」法学與実践1991年6期、2頁。

⁸²⁾ 王明湖『反不正当竞争法概論』中国檢察出版社1994年10月、76頁。

⁸³⁾ 黄勤南・など『反不正当竞争法実務全書』中国政法大学出版社、1994年4月、178頁。

れ、反不正当竞争法と独禁法の立法が分断されたが、一部の独占的行為規制を「反不正当竞争法」に挿入して、中国で当面において解決しなければならない課題に対応した。例えば、第11条の不当廉売、第7条の行政権利の濫用、15条の入札談合などである⁸⁴。

「反不正当竞争法」の内容は全5章33カ条からなる。第1章の総則では、立法の目的、基本原則、法の対象などが規定されている。第2章の不正競争行為では11種類の不正競争行為類型が取り上げられている。第3章は監督・検査に関する手続き規定、第4章は法的責任の規定、第5章は付則である。

II、業界協会の規制

「反不正当竞争法」において業界協会の規制が主に問題となるのは業界協会が規制対象に当たるか否かということである。

「反不正当竞争法」の第2条第2項では、「本法にいう不正当竞争とは、事業者が本法の規定に違反し、他の事業者の合法的権益に損害を与え、社会経済秩序を混乱させる行為をいう。」と定め、第3項の主体規定については「本法にいう事業者とは、商品経営または営利的サービスに従事する法人その他の経済組織及び個人という。」と定義されている。

本法の第2条第2項の不正当竞争行為の定義と同条の第3項の事業者の定義と合わせてみると、第7条の（行政独占の禁止）の規定において政府及びその所属機関も規制対象となり得るのは本法の特徴であるが、業界協会については特に言及されていない。

実務上で、「反不正当竞争法」において明確な規定がないので、判例の解釈に混乱を招いている⁸⁵が、現在の傾向から見れば業界協会も「反不正

当競争法」の規制対象に入ることについて大抵の場合では認められている。

2005年12月の北京市海淀区裁判所は「艾志工業技術集団有限公司と中国摩擦密封材料協会、浙江国泰密封材料株式会社⁸⁶」が起こした不正当竞争事案の一審判決において、本件における摩擦密封材料協会の行為が市場の競争に影響し、摩擦密封材料協会の規約により非営利性を明示していたにも関わらず、同協会の会員が「反不正当竞争法」の規制対象の経営者であり、かつ原告としての艾志工業技術集団有限公司と競争的な関係が存在しているので、当該行為が「反不正当竞争法」に規制されるものと判定した。そして、2006年5月に行われた控訴審判決⁸⁷において、北京市第一中級人民裁判所は一審における協会の違法主体性の判断も支持した。

また、2007年11月に上海市高級人民裁判所は「中国食品添加剤生産応用工業協会の不正当竞争」と言う事件の控訴審⁸⁸判決において、「商品経営または営利的サービスに従事するかぎり、法人その他の経済組織及び個人を問わず、経営者である」と本件の控訴人の位置づけを定義し、中国食品添加剤生産応用工業協会が経営活動に従事しており、被控訴人と競争的關係にあることを認めていたのである。

これらの判決から見ると、業界協会が商品経営または営利的サービスに従事するかぎり、事業者として「不正競争防止法」の規制対象となることを認識し得よう。これも現在の学界における通説の立場である⁸⁹。しかし、業界協会は商品経営または営利的サービスに従事しなくても、市場の競争

は適用できないという判断を下したが、2006年3月の控訴審判決（中国語原稿「北京中匯文化交流有限公司訴中国電器工業協会損害（競争對手）商業信誉、商品声誉糾紛上訴案」、2006年3月20日、北京市第一中級人民法院、（2006）一中民終字第2494号。）の中で北京市第一中級人民裁判所はこの問題に対して判断を示すことなく、原告の控訴を棄却する判決を下した。

⁸⁶ 中国語原稿「艾志工業技術集団有限公司與中国摩擦密封材料協会、浙江国泰密封材料股份有限公司」、2005年12月1日、北京市海淀区人民法院、（2005）海民初字第16146号。

⁸⁷ 2006年5月25日、北京市第一中級人民法院、（2006）一中民終字第5251号。

⁸⁸ 2007年11月23日、上海市高級人民法院、（2007）沪高三（知）終字第102号。

⁸⁹ 孔祥俊『反不正当竞争法新論』北京人民法院出版社、2001年、88頁。宋紅松「知識産権法案例教程」北京大学出版社、2005年、461頁。

⁸⁴ 黄勤南・など『反不正当竞争法実務全書』中国政法大学出版社、1994年4月、181頁。

⁸⁵ 2005年11月の北京市海淀区裁判所は「北京中匯文化交流株式会社と中国電氣工業協会の事案」（中国語原稿「北京中匯文化交流有限公司訴中国電器工業協会損害（競争對手）商業信誉、商品声誉糾紛案」、2005年11月22日、北京市海淀区人民法院、（2005）海民初字第23663号。）の一審判決において電氣協会は業界管理の社会团体であり、商品経営または営利的サービスに従事していないので、「不正競争防止法」

に影響を与えた場合には、「反不正当竞争法」の規制対象になるかどうかの問題について整合的な見解が未だに見られていない。

「反不正当竞争法」に基づいて、各地方の政府は地方の競争法規（業界協会のカルテル行為の規制を含む⁹⁰⁾）を制定した。ある地方の反不正当竞争法においては、不正当竞争の主体を更に拡大して定義している。例えば、「河南省反不正当竞争条例」の第2条第2項において「経営者以外の組織と個人は、市場競争の関連活動に従事するとき本条例を守らなければならない」を規定した。そして、「浙江省反不正当竞争条例」の第2条第2項において「経営者以外の組織と個人は、市場競争の関連活動に従事するとき本条例を守るべきである」と規定している。その他、広東省の「中華人民共和国反不正当竞争法の実施方法⁹¹⁾」の第2条第2項で定められた「経営者以外の組織と個人の行為が公正競争に影響するおそれがある場合には本条例を守らなければならない」という規定もある。

このような地方レベルの法規の不統一は法の執行に際して混乱を招くことになるかもしれない⁹²⁾。現在、「反不正当竞争法」の改正は全国人大常務委員会の立法計画に組み入れ、「中国独禁法」の制定も実現されたので、両法律における規制事項などの相互的な調整を視野にいれて、「反不正当竞争

⁹⁰⁾ 例えば、「河南省反不正当竞争条例」(1994年12月27日に河南省人民代表大会常務委員会が公布、執行)において、第二十三条、事業者或いは業界協会は協議、約定、決議、決定などの手段を通じて、次の各号に掲げる公正な競争の妨害行為をしてはいけなくと定める。(一) 共同して対価或いはその他不合理的な経営条件を約束する。(二) 市場の画定。(三) 生産量或いは販売量の限定。(四) 共同して取引或いは役務を拒絶する。

「浙江省反不正競争条例」(2001年12月1日浙江省人民代表大会常務委員会が公布、執行)、第18条 経営者の間の契約、合意或いは他の方式によって市場を画定し、取引相手を限定し、商品の数量を制限し、公平競争を妨害する共同行為をしてはならない、等。

⁹¹⁾ 中国語原稿「广东省实施《中華人民共和国反不正当竞争法》辦法」1997年12月1日に日広東省人民代表大会常務委員会が公布、執行。

⁹²⁾ 黄明欣「不正当竞争行為界定的地方立法評述—反不正当竞争法第2条的修改建評」武漢理工大学学報(社会科学版)2007年第20巻第3期、370頁。

争法」の改正は一日も早く実現させるべきであると考えられている⁹³⁾。

②「価格法⁹⁴⁾」

中国の「価格法」の内容は、全7章を亘り48カ条からなっている。第1章の総則、第2章の経営者の価格行為、第3章の政府の定価行為、第4章の価格のマクロコントロール、第5章の価格の監督及び検査、第6章の法的責任、第7章の附則という名目である。

本法の立法目的は同法の第1条において「価格行為を規範し、価格の資源配分の合理的作用を発揮させ、市場価格総水準を安定させ、消費者および経営者の合法的権利を保護し、社会主義市場経済の健康な発展を促進するため、本法を制定する。」と定められている。

同法第2章の第14条において「経営者は、以下の不正価格行為をおこなってはならない。」と規定された。その内容として、「(一) 相互に通謀し、市場価格を操作して、他の経営者または消費者の合法的権利を害すること。(二) 生鮮商品、季節性商品、過剰在庫商品などの商品を法に基づいて販売する場合のほか、競争相手を排除し、または、市場を独占するために、原価よりも低い価格で販売をおこない、正常な生産経営秩序を混乱させ、国家の利益または他の経営者の合法的利益を害すること。(三) 値上りの情報を捏造、散布し、価格を引き上げ、商品価格の過剰な高騰を招くこと。(四) 虚偽または誤解を招く価格手段を用いて、消費者または他の経営者を欺いて自己と取引をさせること。(五) 同等の商品またはサービスを提供する際に、同等の取引条件を有する他の経営者に対して価格差別をおこなうこと。(六) 品質の等級を吊上げ、または、等級を引下げるなどの手段によって、商品を購入、販売し、または、サービスを提供すること。価格の吊上げまたは引下げに類する行為をおこなうこと。(七) 法律、法規の規定に違反して、暴利を得ること。(八) 法律、行政法規が禁止する他の不正当な価格行為を行うこと。」などが定められている。

⁹³⁾ 張曉燕、余中「淺談如何完善反不正当竞争制度」、「法制與社会」、2008年6期、179頁。

⁹⁴⁾ 「中華人民共和国価格法」第8期人民代表大会第29回常務委員会1997年12月29日採択及び公布、中華人民共和国主席令第92号、1998年5月1日施行。

他方、同法第3条第3項において「本法に言う経営者とは、商品の生産、経営、または、有償サービスの提供に従事する法人、その他の組織および個人を言う。」と定義されている。価格法でも業界協会の規制について言及していないが、前述の上海黄金飾品行業協会と宝玉石協会の事件において、中国物価部門は上海黄金飾品行業協会を違法行為を行う主体として認めた。さらに、2003年に価格法を補充する形で、「価格独占行為の制止のための暫定規則」⁹⁵と言う法規が新たに制定された。これにより、価格カルテルを含む業界協会の不正な権限濫用行為が禁止されたのである⁹⁶。

③「価格違法行為行政処罰規定」⁹⁷

本規定の立法目的は第1条において、「価格違法行為を懲罰し、かつ、消費者及び経営者の適法な権益を保護するため、「価格法」の関係規定に基づき、この規定を制定する」と説明した。

さらに、価格法においても業界協会の規制に言及していないことに対して、2008年の改正により本規定において業界協会を行政処罰の対象とすることが明記される。同法第4条の2において、「業種協会が当該業種の経営者を組織して相互に通謀させ、市場価格を操縦させた場合には、経営者に対しては前項の規定により処罰するものとし、業種協会に対しては50万元以下の罰金を科すことができ、事案が重大である場合には、社会团体登記管理機関は、法により登記を取り消すことができる」が定められている。

④中国独禁法

1993年に、中国の憲法第15条の「社会主義的公有制を基礎として、計画

経済を実行する」という規定が「国家は社会主義市場経済を実行する」⁹⁸に改正されたことによって、自由競争の市場経済の促進に一層拍車がかかった。市場経済規模の拡大と市場主体の多様化に伴って、カルテル及び市場支配的地位の濫用などの競争独占行為が次第に増えるようになり、市場経済の自由な競争秩序に悪影響を与え、問題が深刻化になりつつある⁹⁹。

実際、同年の第8期全国人民代表大会において「独禁法」を全国人民代表大会常務委員会の立法計画に組入れ、1994年5月、国家経済貿易委員会法規司と国家工商行政管理局により独禁法起草グループが組織され、1999年11月30日に第1次草案を完成させる、と言う政府による対応が行われている。

その後、2000年6月20日の第2次草案、2001年10月11日の第3次草案、2002年2月26日の第4次草案が次々と制定された¹⁰⁰。2003年3月に、国務院による部門構造改革が行われて、国家経済貿易委員会を解散し、新たに中国商務部¹⁰¹が設置されたことにより、独禁法の起草作業も商務部と国家工商行政管理局に移された。

そして、2004年2月に「中華人民共和国独禁法(送审稿)」が作られ、国務院に提出された。その後、送审稿の討論、改正を通じて、2006年6月7日の国務院139次常務会議で採択され、同月22日に審議稿が作られて、全国人大常務委員会の議案に組み込まれた¹⁰²。同月24日に中国の第10期全国人大常委会第22次会議で「中華人民共和国独禁法(草案審議稿)」に対する第1回の審議が行われた。

⁹⁸「中華人民共和国憲法修正案」第7条参照。1993年3月29日全国人民代表大会公布・施行。

⁹⁹ 川島富士雄「中国独占禁止法2006年草案の選択と今後の課題：改革と開放の現段階」、「国際開発フォーラム」、34号(2007)、106頁。

¹⁰⁰ 朴春琴「中国における独占禁止法の制定について」、「公正取引」、628号、2003年2月、74頁。

¹⁰¹「国家経済貿易委員会」と「国家計画委員会」と「対外貿易経済合作部」の部分職能を整合して商務部を成立し、「国家経済貿易委員会」と「対外貿易経済合作部」は解散された。

¹⁰² 曹康泰「関與反壟斷法(草案)的説明」、全国人民代表大会常務委員会公報2007年6月。

⁹⁵「制止価格壟斷行為暫行規定」国家發展改革委員会令第3号、2003年11月11日公布・施行。

⁹⁶「価格独占行為の制止のための暫定規則」の第14条、「業界協会は価格の自律を強化し、同暫定規定に違反する行為を行ってはならない。」。

⁹⁷ 1999年7月10日国務院承認・1999年8月1日国家發展計画委員会公布・施行、2006年2月21日国務院令第461号により改正公布・同年5月1日施行、2008年1月13日国務院令第515号により改正公布・同日施行。

2007年6月24日の第10期全国人大常委会第28次会议において「草案二次審議稿」¹⁰³に対する審議が行われ、同年8月24日に「草案三次審議稿」の審議も進んだ。本審議において、業者協会のどのような不正行為を防止するかということが、独禁法（草案）の完備・改正する1つの焦点となる。委員達は、草案において「業界協会などの団体組織が市場競争を排除し、制限する行為にこの法律が適用される」¹⁰⁴という規定を入れたが、どのように適用するか、何によって処罰するか、具体的規定が定められていなかった。このように、法律執行部門で明確な法律根拠が定められなかったので、業者協会による競争を制限する行為を処罰することができないと考えられた。それゆえ、業界協会の競争制限行為の禁止に違反する場合、如何なる法的責任を負わせるかなどに関してさらに明確することが課題となった。その結果、「業界協会は、当該業界の事業者が第2章の独占の協定の禁止する独占的行為に従事するよう組織してはならない。そして、業界協会が、この法律の規定に違反し、当該業界の事業者を組織して独占的協定を締結した場合には、独禁法執行機関は五十万元以下の制裁金を課すことができる。状況が重大な場合には、社会团体登録管理機関は、法に基づきその登録を取り消すことができる。」¹⁰⁵という条文が新たに作られた。これを以って2007年8月30日に中国独禁法は可決され、正式に成立したのである。

中国の独禁法は、1994年に草案の起草が開始され、13年の議論を経て、ようやく成立するに至った。中国においては、法律の制定に10年以上もかかるのは極めて異例である。1999年1月の最初の草案¹⁰⁶が作成されてから6回の草案を改定した。そして、アメリカ、EU、ドイツ、日本などの競争法を参考し、できるだけ国際ルールに合致した法制を作り上げ、国際的な

¹⁰³ 蔣黔貴「全国人大法律委員会関與中華人民共和國反壟斷法（草案二次審評稿）審評結果的報告」全国人民代表大会常務委員会公報、2007年6月。

¹⁰⁴ 第53条、「業界協会などの団体組織が市場競争を排除し、制限する行為にこの法律が適用される」。

¹⁰⁵ 楊景宇「全国人大法律委員会関與中華人民共和國反壟斷法（草案三次審評稿）修改意見的報告」全国人民代表大会常務委員会公報、2007年6月。

¹⁰⁶ 朴春琴「中国における独占禁止法の制定について」、「公正取」、628号、2003年2月、74頁。

競争ルールと整合したものになることが求められた。最終的にはEUの競争法に近い法的性格を持つことになった¹⁰⁷。

「中国独禁法」は全8章、57カ条からなっている。第1章の「総則」では、立法目的、定義、法の対象などが規定されている。その外、第2章は「独占の協定」、第3章は「市場支配的地位の濫用」、第4章は企業結合、第5章は「行政権力の濫用による競争の排除及び制限」、第6章は独占的行為と疑われる行為に対する調査、第7章は法的責任、第8章は附則である。

同法において事業者団体は「業界協会」と呼ばれ、第11条では、「業界協会は、業界の自律を強化し、当該業界の事業者が法に従って競争するよう指導し、市場競争の秩序を守らなければならない。」と定められている。同法の規定によっても業界協会の定義はやはり明確にされていない。中国商務部条法司の編著する『「中華人民共和國独禁法」理解と適用』によれば、本法の業界協会は字面上の意義だけではなく、同様な作用と機能を持つ同業分会、商業会議所などの組織も含まれているという。すなわち、同法は業界協会に対する広義の定義を採用している¹⁰⁸。この定義により、業界協会に同業性が必要だと見られていない。すなわち、製造業者と販売業者で構成された団体や多業界の産業横断的な商業会議所も業界協会として認められることになる。

同法の第16条では、「業界協会は、当該業界の事業者が本章（第2章の独占の協定¹⁰⁹）の禁止する独占的行為¹¹⁰に従事するよう組織してはならな

¹⁰⁷ 村上政博「あるべき競争法制と中国競争法制定作業」、「国際商事法務」、34巻7号、2006年、869頁。

¹⁰⁸ 尚明・商務部条法司編『「中華人民共和國反壟斷法」理解與適用』法律出版社2007年10月、43、96頁。

¹⁰⁹ 中国独占禁止法の第二章、独占的協定についての禁止する行為は、「第十三条、競争関係にある事業者の間で次に掲げる独占的協定を締結することを禁止する。（一）商品の価格を固定し、又は変更すること。（二）商品の生産数量又は販売数量を制限すること。（三）販売市場又は原材料の購入市場を分割すること。（四）新しい技術若しくは設備の購入を制限し、又は新しい技術若しくは新製品の開発を制限すること。（五）共同して取引をボイコットすること。（六）國務院独占禁止法執行機関が認定するその他の独占的協定。

この法律において「独占的協定」とは、競争を排除し、若しくは制限する合意又

い」と定められ、第46条の第3項では、「業界協会が、この法律の規定に違反し、当該業界の事業者を組織して独占的協定を締結した場合には、独禁法執行機関は五十万元以下の制裁金を課することができる。状況が重大な場合には、社会团体登録管理機関は、法に基づきその登録を取り消すことができる」と定められている。

中国の現実の状況を見れば、業界協会の競争制限行為は主に業界事業者を組織したカルテル、特に価格カルテル、数量カルテル及び市場分割などの共同行為が多い。これも業界協会の特徴と機能から生成されるものだと考えられる。そのため、中国の独禁法の業者界協会の規制の重点は独占の協定に置かれた。この点に限って考えると、同法の規制は現実には起きている状況に相応しい対応を示したと認めることができる¹¹¹。

一方、様々な議論がなされている。例えば、業界協会自身が経営者ではなく、普通は市場の競争活動に従事していないとき、独禁法がそれに対して規制を行う必要がある場合には、一般的事業者の規制原則と違う扱いがなされるべきだという見解がある¹¹²。そして、政府機能を転換した業界協会が大量の競争制限を行っているため、業界協会の競争制限を原則的に禁止すべきであるが、多くの合理的な要素の存在も考慮すべきであり、様々な適用除外制度を利用すべきであると説く主張もある¹¹³。

は決定その他の協調行為を指す。

第十四条 事業者と取引先の間において次に掲げる独占的協定を締結することを禁止する。(一) 第三者に対する商品の再販売価格を固定すること。(二) 第三者に対する商品の再販売価格について最低価格を設けること。(三) 国务院独占禁止法執行機関が認定するその他の独占的協定。」という規定である。

¹¹⁰ 本条における独占的行為とは、日本で用いられている「独占」よりは広義であり、反競争的行為又は競争制限的行為というような意味であり、いわゆる、カルテル、支配的地位の濫用、及び、集中を含む。松下満雄「中国独占禁止法草案の検討」、『国際商事法務』、2005年第7期(33巻)882頁。

¹¹¹ 曹康泰、張穹『中華人民共和国反壟断法解説—理念、制度、機制、措施』中国法制出版社、2007年10月、81頁。

¹¹² 徐士英『競争法新論』北京大学出版社、2006年5月、134頁。

¹¹³ 王家福、吳炯『中華人民共和国反壟断法解説』中国工商出版社、2007年11月67頁。

業界協会の競争制限行為は会員の共同制限競争行為と協会自体の競争制限行為と分けることもできる。中国では業界協会の内部の共同競争制限行為以外の競争制限行為も非常に深刻である。たとえば、業界協会は事業者を不当的に排除し、制限を与えることにより業界自体の競争に影響を与える例が見られている。中国の独禁法では、このような行為に対して如何なる対応を取りうるのかが明らかにされていない。今後、より効果のある法的執行が期待される¹¹⁴。

第3節 小括

現代中国の業界協会の発展は遅く、その大多数は政府の職能部門の改革により転換・形成されたもので、また政府の直接管理に属するため、ある程度まで政府の権能をそのまま引き受けている。その権限が余りにも大きすぎるために、反競争行為が行われやすくなっている。

中国のカルテルはしばしば業界協会の懇談会などと言われることから、一定の秘匿性を持つ。あるいは「商標を保護する」、「民族工業の発展を促進する」、「市場売買価格の乱れた局面を変える」「市場を繁栄させる」等の名義でカルテルが公然と行われる¹¹⁵。

その主要な原因は、中国の「独占禁止法」が登場する前の法律規制において、市場競争領域の法律規制が整わず、業界協会の競争制限行為に対する規制が多様な法規の中に散在しているところにある¹¹⁶。それだけではなく、多くの法規制は具体性を欠け、また、罰則も強くないため、実際の運用において有効な効果を期待することができなかった。その例として、1993年の「反不正当竞争法」において業界協会の制限競争行為に対する規定が設けられていなかった。そして、1998年の「価格法」も価格に関連す

¹¹⁴ 同様な違反行為に対して、「独禁法」と「価格法」・「不正競争防止法」の間にどのように適用することはまだ明確ではない。

¹¹⁵ 吳偉達『反壟断法視野中的価格競争』浙江大学出版社、2005年、129頁。

¹¹⁶ 法令の数が膨大であるため、個々に挙げることは書略する。代表的なのは「反不正当竞争法」、「価格法」及び地方性法規の「河南省反不正当竞争条例（1994年12月27）」、「浙江省の反不正当竞争条例（2001年12月1日）」、「四川省の反不正当竞争条例（1995年12月1日）」などがある。

る規定があるだけに留まっていた。法律の不備と執行の不十分性が業界協会の競争制限行為に大きな許容範囲を提供したことになる¹¹⁷。

2008年に中国の「独占禁止法」が登場した。同法の規定では業界協会の競争制限行為が明示的に規制されている。これまで違反事例はないが、今後、実効的な法的執行が期待される。

おわりに

中国は1949年から1978年まで中央集権型の計画経済体制をとってきた。その体制の下では業界協会や競争法が有意義に存在する条件はなかった。1978年末から改革開放政策が始まり、経済思想及び経済政策における転換が進み、経済システムの改革を推進することに伴って、政治体制自体の改革が行われた。この背景の下で業界協会の再編や競争法の制定などが急速に行われてきた。

中国の業界協会は行政体制改革によって政府の業界管理の補助手段として再編され、多くの政府職能を引き受けた行政主導という性格が強かった。しかし、業界協会の体制の不完全さと中国が市場経済を導入したばかりであるという事情などにより、人々の競争の重要性を認識する能力が低かった。そのため、業界協会の競争制限行為が頻繁に行われ、特に価格カルテル、数量カルテルなどの行為が露骨に行われ、しかも、その背後には政府の主導も窺えていた。このように考えると、政府の旧計画経済時期の観念が依然として強い影響力を残しているといえる¹¹⁸。

他方、競争法の規制方面では、中国の「独禁法」が制定される前に、市場競争領域の法律規制が整わず、業界協会に対する競争行為規制の案件が出たが、社会全体に対する警告な効果を期待することができなかった。例えば、「反不正当竞争法」について業界協会の主体認定の問題があり、「価格法」も価格と関連する規定しかもたず、罰則も重くはなかった¹¹⁹。

2001年11月10日に中国はWTOに加盟して、市場経済建設の加速により、中国の経済環境が大きく変わり、カルテル行為、市場支配的地位の濫用などのような市場競争全体に悪影響を与える反競争行為が多発するようになり、人々は独禁法の重要性を認識し¹²⁰、長い論議を重ねた末、2007年8月30日に正式に中国独禁法が制定された。

「中国独禁法」の規制において業界協会を法の規制対象とすることが明確された上、中国の実際情况及び「中国独禁法」の目的・整合性を考慮して業界協会の規制について第2章(独占の協定)において定められている。今後、業界協会の多様な競争制限行為に「中国独禁法」を運用するために、先進国の経験を大いに参考すべきであろう。

日本の戦後の事業者団体の規制の経緯は、中国の業界協会の歴史からみると、参照されるべきことが少なくない。戦前の日本で統制団体に組み込まれた業界団体は、戦後の統制の撤廃により、自由な市場経済の構成員として位置づけられた。1947年の事業者団体法による規制に始まり、1953年の事業者団体の廃止とそれに代わる独禁法改正による独禁法8条の規制の継続は中国の業界協会の規制に欠けているところがあることを示している。筆者は、日本の事業団体を規制する独禁法8条1号、2号、3号、4号、5号の規制を学び、それを基本的に高く評価している。第一に、事業者の規制（3条、6条、19条）とは別に事業団体の規制（8条）をおく2本立ての禁止を用意することで、事業者団体が市場の競争を侵害しうる特別の存在であることを明らかにしている。それは戦前や戦後における日本の事業者団体の反競争的な役割に対する厳しい認識を踏まえたものであろう。中国でも、業界協会（事業者団体）の活動に伴う危険を意識する必要があり、特別の規制を設ける合理性はある。第二に、事業者団体が垂直的な取引制限を関係事業者に強いる危険性を認識して、それを8条5号で規制していることである。中国では事業者団体や事業者も含めて不公正な取引方法の独自の規制は存在せず、共同行為は水平的共同行為と垂直的共同行為とを

¹¹⁷ 王家福・加藤雅信『現代中国法入門』勁草書房、1997年、249頁。

¹¹⁸ 徐士英『競争法新論』北京大学出版社、2006年5月、132頁。

¹¹⁹ 「価格法」の第40条「経営者に本法第14条が規定する行為のひとつがあるときは、改善を命じ、違法所得を没収し、違法所得の5倍以下の罰金を併科することができる

る。違法所得がないときは、警告を与える、罰金を併科することができる。情状が重いときは、営業停止および整理を命じるか、または、工商行政管理機関が営業許可証を取り消す」。

¹²⁰ 時建中『反壟断法—法典釈評與学理探源』中国人民大学出版社、2008年2月、1頁。

区別せず独占的契約として規制している。しかし、事業者団体の強いる不公正な取引方法を別途区分して規制することはそれなりの意義があると考えられる。第3に、中国においても、業界協会の禁止行為を明確にするうえでは、日本のように、詳細なガイドラインを制定することが必要であろう¹²¹。このような努力も参考になるところである。

しかし、すべてが参考になるわけではない。日本では、事業者団体の活動で、競争の実質的制限に満たない行為を8条3号、4号で規制している。この点については、競争制限の基準のグローバル・スタンダードから乖離して規制するだけの必要性が不明であり、また、実りのない複雑な議論を招来させているから、中国独禁法には参考にならないと思われる。これらについては日本の独禁法8条の改正論として別の原稿で論じるべきものであり、現在執筆が進んでいるところである。

¹²¹ 日本の独禁法8条に関連して、公取委は、各種のガイドラインを公表している。それらは、8条全般に関するものと、特定の業種や事項に関するものがある。ガイドラインは、8条各号の解釈や具体的な事例における考え方を示している。また、公取委は、ガイドラインの公表とともに、事前相談制度を設けて、事業者団体から相談を受け付けている。その結果は、「事業者団体の活動に関する主要相談事例」として公表されている。これらのガイドラインや相談事例は、法運用の実際を知る上で参考になる。ガイドラインの中で基本的・包括的なものは、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」(平7年10月30日公取委、最新改定平21年9月1日。事業者団体ガイドライン)である。個別のガイドラインとして、医師会の活動に関する「医師会の活動に関する独占禁止法上の指針」(昭和56年8月7日公取委事務局)、医師会以外の資格者団体に関する「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方」(平成13年10月24日公取委。資格者団体ガイドライン)がある。そのほか事項ごとのガイドラインの中にも、事業者団体の活動に関連するものがあり、それらは、例えば、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(平成3年7月11日、公取委事務局、最新改定平成17年11月1日。流通取引慣行ガイドライン)、「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」(平成6年7月5日公取委、最新改定平成18年1月4日。公共入札ガイドライン)、「リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針」(平成13年6月26日公取委)である。